

平成30年度制度改正に関するQ&A（平成30年6月11日）

※平成30年4月の介護報酬改定で、理学療法士等による訪問看護費を算定するためには、「定期的な看護職員の訪問により利用者の状態の適切な評価を行う」ことが求められるようになりましたが、この点について、大和市介護保険課が、神奈川県高齢福祉課に以下のとおり問い合わせましたのでご確認ください。

問1 「定期的な看護職員の訪問」について、国Q&Aによれば、「必ずしもケアプランに位置づけ訪問看護費の算定までを求めるものではない」（平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（V01.1）（平成30年3月23日）問21）が、場合によってはケアプランに位置づけ訪問看護費を算定することができるという理解で良いか。

（答）

- ・平成30年度介護報酬改定により、理学療法士等の訪問による訪問看護費の算定するために、「定期的な看護職員の訪問」は当然に必要となった。
- ・それとは別に、「定期的な看護職員の訪問」それ自体について訪問看護費を算定するためには、ケアマネジャーがその必要性を認め、ケアプランに位置づける必要がある。
- ・ケアマネジャーが「定期的な看護職員の訪問」の必要性を認め、ケアプランに位置づけられている場合であれば、「定期的な看護職員の訪問」について訪問看護費の算定は可能である。

問2 利用者が2つの訪問看護事業所を利用しており、1つの事業所（以下、「A事業所」という。）から看護師の訪問を、別の事業所（以下、「B事業所」という。）からは理学療法士等の訪問を受けている場合、利用者は、A事業所から看護師の訪問を受けているにも関わらず、B事業所から別個に「定期的な看護職員の訪問」を受ける必要はあるのか。

（答）

複数事業所を利用する場合の例外等は現在のところ無く、原則のとおりB事業所から「定期的な看護職員の訪問」が必要になる。

問3 ケアマネジャーが「定期的な看護職員の訪問」をケアプランへ位置づけることが不要と判断したため、訪問看護事業所がサービス提供を拒否する、または、ケアマネジャーは「定期的な看護職員の訪問」をケアプランへ位置づける必要性を認めるが、利用者が「定期的な看護職員の訪問」をケアプランへの位置づけることによる負担増を拒否する等のトラブルが想定されるのではないか。

（答）

- ・そのようなトラブルが発生した場合は、利用者、事業所、ケアマネジャーの三者で調